

【徳之島町】先端設備等導入（変更）計画の提出に係る手引き

●提出書類について（①・②は必須、その他の書類については、各申請者により異なります。）

□①先端設備等導入計画に係る認定申請書（施行規則様式第三）

- ・記載方法については、中小企業庁作成の「先端設備等導入計画策定の手引き」をご覧ください。
- ・「宛名」は官職名のみでも可、また「備考」及び「記載要領」は省略して提出することが可能です。
- ・計画期間は3年、4年又は5年とします。
- ・先端設備等の導入による労働生産性向上の目標伸び率は年平均3%以上とします。

□②先端設備等導入計画に関する確認書

- ・認定経営革新等支援機関（商工会議所、商工会等）において「先端設備等導入計画」の内容を事前に確認していただく必要があります。

□③工業会証明書の写し

税制支援（固定資産税3年間ゼロ）を受ける先端設備等の場合、工業会証明書の写しの提出は必須です。

- ・先端設備等の名称／型式、文書番号等が申請書の記載と一致することが必須です。
- ・税制支援を受けない場合は不要です。

※補助金の交付決定との関連や、工業会等の事務集中等のやむを得ない理由により、認定申請書の提出の際に、工業会証明書の写しが添付できない場合

□④誓約書（施行規則様式第四）と併せて、

□③工業会証明書の写し を 認定後から当該年度の12月28日までに追加提出する必要があります。

- ・誓約書に記載する先端設備等は、先に認定した計画に記載済みの先端設備等であることが必要です。

所有権移転外リース契約の場合（設備の利用者と固定資産税の負担者が異なる場合）

□⑤リース契約見積書及び公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書の写し

- ・上記書類の入手方法等はリース会社にお問い合わせください。
- ・認定を受けた場合、認定書の写し及び認定申請書の写しをリース会社へ送付してください。
- ・リース契約に基づく先端設備等の取得は、先端設備等導入計画の認定後に行ってください。

●認定先端設備等導入計画の変更を行う場合

※「計画の変更」とは、計画の認定を受けた事業者が計画の進捗状況や市場の状況等を踏まえて一定の目的を持って行うもの（原則、先端設備等を新たに導入する場合）です。

□①' 先端設備等導入計画の変更に係る認定申請書（施行規則様式第五）

- ・認定を受けた「先端設備等導入計画」を修正する形で作成してください。なお変更（追加）箇所には下線を引いてください。

- ・計画を変更した場合における事業の計画期間については、変更した時点から新たに計画が始まるのではなく、変更前の当該計画を実施した期間を含めたものとします。

※期間の計画変更はできません

⇒新たに計画期間を設ける場合は、新たに認定申請書を作成し、提出する必要があります。

- ・先の認定計画に従って行われた先端設備等導入に係る実施状況を記載してください。
 - 1) ②先端設備等導入計画の変更認定申請に係る添付書類の提出
 - 2) さらに既に計画に沿って導入したものについては「(3) 先端設備等の種類及び導入時期」欄に、既に取得済みであることが分かるよう【取得済】と記載する。

③先端設備等導入計画に関する確認書

- ・認定の基準となる労働生産性に影響を及ぼすような場合（新たな目標を設定した場合）については、再度事前確認書を提出してください。

例) 計画の変更により労働生産性が上がる場合、事前確認書の提出は必要。
計画の変更をしても労働生産性に影響がない場合、事前確認書の提出は不要。

以下については、第1回目（最初）の認定申請書の提出時と同じ書類及び手続きになります。

③工業会証明書の写し

税制支援（固定資産税3年間ゼロ）を受ける先端設備等の場合、工業会証明書の写しの提出は必須です。

- ・先端設備等の名称/型式、文書番号等が、申請書の記載と一致することが必須です。
- ・税制支援を受けない場合は不要です。

※補助金の交付決定との関連や、工業会等の事務集中等のやむを得ない理由により、認定申請書の提出の際に、工業会証

明書の写しが添付できない場合

④誓約書（施行規則様式第四）と併せて、

③工業会証明書の写し を認定後から当該年度の12月28日までに追加提出することが必須です。

- ・誓約書に記載する先端設備等（種類及び導入時期）は、先に認定した計画に記載のある先端設備等であることが必要です。

所有権移転外リース契約の場合（設備の利用者と固定資産税の負担者が異なる場合）

⑤リース契約見積書及び公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書の写し

- ・上記書類の入手方法等はリース会社にお問い合わせください。
- ・認定を受けた場合、リース会社に認定書の写し及び認定申請書の写しを送付してください。
- ・リース契約に基づく先端設備等の取得は、先端設備等導入計画の認定後に行ってください。

徳之島町では、市内中小企業者が認定を受けた先端設備等導入計画に基づき、一定要件を満たした先端設備等を新規に取得した場合、取得設備に係る固定資産税の課税標準が3年間にわたってゼロとなります。

●先端設備等導入計画の認定に係る固定資産税の特例を受ける場合

【償却資産申告書（償却資産課税台帳）への記載方法】

1. 18 備考欄には、先端設備等導入計画の（変更）認定を受けた年月日を記載してください。
⇒先端設備等導入計画の認定日より前に取得した設備は、固定資産税の特例の対象外です。
2. 種類別明細書の増加事由は、必ず「1 新品取得」に丸をつけてください。
⇒「中古品取得」の場合、固定資産税の特例の対象外です。
3. 種類別明細書の各資産の摘要欄には、工業会の証明書の文書番号をご記入ください。
⇒経営力向上計画による特例もある場合、先端設備等導入計画との判別がつくよう記載ください。

- 先端設備等導入計画（変更）認定書の写し
 - 先端設備等導入（変更）計画書の写し
 - 工業会証明書の写し（特例を受ける先端設備等分全て）

【添付書類（必須）】

※固定資産税の特例を受ける場合、申告時に毎年、上記添付書類の提出が必要となります。

※変更計画の認定を受けている場合、必ず最新の（変更後の）書類を提出してください。

※固定資産税の特例は、先端設備等導入計画の認定を受けた日から平成 33 年 3 月 31 日までに取得した、一定の要件を満たした先端設備等が対象となります。

●**注意事項**

- ・ 人員削減を目的とした取組みは認定の対象外とします。
- ・ 先端設備等導入計画の認定及び変更の手続きに係る標準処理期間は 20 日です。
- ・ 認定に当たっては、国の「中小企業者の先端設備等の導入の促進に関する指針」及び市が策定した「同意導入促進基本計画」に適合することを確認するため、追加の書類等の提出を依頼する場合があります。
- ・ 先端設備等導入計画の認定を受けた事業者に対して、認定先端設備等導入計画の実施状況に関する調査を行う場合があります。
- ・ その他、固定資産税の特例については、必ず要件等を「先端設備導入計画策定の手引き（中小企業庁作成）」や「固定資産税特例に関する Q&A（中小企業庁作成）」をご確認ください。
- ・ 先端設備等導入計画の認定判断と、税制支援（固定資産税の特例）の適用判断は別のものであり、認定を受けた計画に記載のある先端設備等でも、税制支援（固定資産税の特例）を受けることができない場合がありますので、必ず要件等をご確認ください。

●ホームページ・問い合わせ先・申請先・認定経営革新等支援機関

〈ホームページ〉

○国：生産性向上特別措置法による支援

(中小企業庁 HP → 経営サポート → 生産性向上特別措置法による支援)

○市：中小企業が生産性向上を支援します

(徳之島町 HP → 施策・計画 → 中小企業が生産性向上を支援します)

〈問い合わせ先・申請先〉

徳之島町地域営業課

〒891-7111 徳之島町徳和瀬615-1 TEL 0997-83-4111 FAX 0997-83-1114

E-mail chiikiei@tokunoshima-town.org

●お近くの認定経営革新等支援機関

徳之島町商工会

〒891-7101 徳之島町亀津986-4 TEL 0997-82-1409 FAX 0997-83-3628

〈その他認定経営革新等支援機関〉

九州経済産業局ホームページの認定経営革新等支援機関一覧をご覧ください。

先端設備等導入計画を策定する際は、必ず最新の「先端設備等導入計画策定の手引き（中小企業庁作成）」をご確認ください。なお、国の修正等に伴い、本手引きについても修正されることがありますので、必ず徳之島町ホームページに掲載されている最新版をご確認ください。